

通信端末修理費用保険特典規約

株式会社 Cloud3

通信端末修理費用保険特典規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社 Cloud3（以下「当社」といいます。）が「Cloud3 サービス利用規約」に基づく「Cloud3 サービス」（以下「本サービス」といいます。）に通信端末修理費用保険の特典が付与される場合に、本サービスの利用者（以下「本サービス利用者」といいます。）に対し付与される特典の詳細・条件を定めるものです。

1. 概要

「本サービス利用者」が所有し、利用する通信機器（以下の 2. に定めるものとし、以下「対象端末」といいます。）の物損・盗難・電氣的機械的事故等の偶然な事故により「本サービス利用者」に生じた損害に関して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を株式会社 Cloud3、被保険者を「本サービス利用者」とする通信端末修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から一定額を上限とする保険金が支払われるサービス（以下「本特典」といいます。）が、本サービスの特典として付与されます。なお、この保険契約における被保険者が個人の場合に限り、「利用者」および「利用者」と生計を同一にする同居の親族（2 親等以内）、別居の未婚の子を含みます。

2. 対象端末（保険の対象）

- (1) 無線通信が可能な移動通信機器（タブレット端末（タブレット PC 含む）、ノートパソコン、モバイルルーター、デスクトップパソコンをいいます。）であって、以下各号の条件を満たすものを対象端末とします。
 - ① 端末機器購入時かつ本サービス契約の締結時に、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末。
 - ② 日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末。
 - ③ 日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能な端末。
 - ④ 本サービスの利用に関する契約（以下「利用契約」といいます。）開始日時点でメーカー発売日から 5 年以内の製品である端末。
 - ⑤ 本サービスの利用契約開始日時点でメーカー発売日から 5 年以上経過した製品であって、本サービスの利用契約開始日を起算日として起算日後に購入したものか、購入後一年以内のものであることの証明がとれる端末。
- (2) 以下のものは、対象端末から除かれます。
 - ① 対象端末の周辺機器・付属品・消耗品（AC アダプター、ケーブル、マウス、キーボード、コントローラー、バッテリー、外部記録媒体、外付けモニター、その他類似機器・製品等）。
 - ② 中古製品として購入された通信端末機器で、本条（1）の条件を満たさないもの。
 - ③ 対象端末内のソフトウェア。
 - ④ レンタル・リースなどの賃借の目的となっている端末。
 - ⑤ 過去に当該対象端末のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの）以外で、修理・加工・改造・過度な装飾がされたとサービス提供会社が判断したもの。
 - ⑥ 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である端末。

- ⑦ 日本国外のみで販売された端末。
- ⑧ 本特典以外の保険、または保証サービス（延長保証サービス等を含みます）等を用いて修理費用のすべてが填補されたか又は交換が可能な端末。

3. 補償期間

本サービス利用者は、本サービスの利用開始日が属する月の翌々月 1 日から、利用契約が終了するまでの期間中、1 端末を上限として、総計 1 回まで本特典を利用できるものとします。なお、本特典を利用できる期間の前日以前、または本サービスの利用終了日の翌日以降に対象端末に生じた損害に対しては、本特典の適用はありません。

4. 保険金の金額及び補償の範囲（保険金が支払われる場合と支払われない場合）

本サービス利用者は、引受保険会社に対し、対象端末に損害（修理費用・交換費用をいいます。）が生じた場合、1「利用者」あたり 1 年（起算日は本サービスの利用開始日とします。）につき以下記載の金額（非課税）及びご利用回数を上限として、本サービス利用者が被った実損金額を通信端末修理費用保険金として請求することができます。但し、「■保険金が支払われない場合（除外事項）」に該当する場合、保険金は支払われないものとします。

対象端末	保険金額（※1）	ご利用上限回数
タブレット端末（タブレット PC 含む）	修理可能：最大 10 万円（※2） 修理不能：最大 2 万 5,000 円（※3）	年 1 回まで （※4）
ノートパソコン		
モバイルルーター		
デスクトップパソコン		

※1 修理可能とは、対象端末をメーカー等で修理をした状況を指します。また、修理不能とは、対象端末のメーカー等での修理が不可能で、修理に関するメーカーの発行するレポート等の対象端末が修理不能であることを証明できる書面等があるものを指します。

※2 対象端末のメーカー保証内の故障の場合は、有償修理に要した実費について、10 万円（非課税）を上限として、引受保険会社から保険金が支払われます。なお、修理により同等品を本体交換した場合（有償交換）も修理可能扱いとなります。

※3 本サービス利用者が当該修理不能となった端末を購入した際に要した費用の 25%の金額について、2 万 5,000 円（非課税）を上限として、引受保険会社から保険金が支払われます。但し、本サービス利用者にて購入証明書（購入時の価格が記載されている書類）の提出ができず、同等機器を再購入された場合は、2 万 5,000 円（非課税）を上限として再購入価格の 25%が支払われます。

※4 同一事故による求償は 1 度きりとするものとします。

■保険金が支払われない場合（除外事項）

前述の保険金支払要件をすべて満たす場合でも、以下のいずれかに当たる場合には、保険金支払の対象外とします。また、メーカー保証等その他の補償制度による補償が、本特典の保険金による補償と重複した場合には、当該他の補償制度による補償が本特典に優先することとします。

- ①本サービスの適用資格を有していないときに損害が発生した場合
- ②すり傷、汚れ、しみ、焦げ等の本体機能に直接影響しない外形上の損害
- ③本特典の補償期間開始日の前日以前、もしくは利用契約が終了した日の翌日以降に対象端末機器に生じた損害
- ④対象端末機器が、日本国内で販売されたメーカー（日本法人を設立している日本国外メーカーを含みます。）純正品および移動体通信事業者（仮想移動体通信事業者を含みます。）によって販売された純正品以外の場合および技適マーク・PSEマークを取得していない場合
- ⑤対象端末機器を被保険者が被保険者以外の親族・知人等の個人から、またはフリーマーケット・オークション等から購入・譲受した場合
- ⑥対象端末機器が、被保険者以外の者が購入した端末機器であった場合
- ⑦対象端末機器にかかった修理費用以外の費用に関する請求（見積り取得に関する送料、端末機器の送料および費用支払時の事務費用等）
- ⑧盗難による損害
- ⑨国外で発生した事故による損害
- ⑩ソフトウェアの瑕疵または障害による損害
- ⑪紛失・置き忘れおよびその間に生じた損害
- ⑫地震もしくは噴火またはこれらに津波による損害
- ⑬洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による損害
- ⑭台風・旋風・暴風等の風災による損害
- ⑮自然の消耗、劣化、縮み、変色または変質による損害
- ⑯対象端末機器の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣による場合
- ⑰原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- ⑱対象端末機器を被保険者以外の者が使用している場合

【提出必要書類】

区分	提出必要書類
「修理可能」 の場合	<ul style="list-style-type: none"> ①引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ②修理領収書、修理に関するメーカー・店舗等のレポート等故障を証明できるもの ③損害状況・損害品の写真 ④メーカーの発行する保証書（メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑）
「修理不能」 の場合	<ul style="list-style-type: none"> ①引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ②修理に関するメーカーの発行するレポート等の対象端末が修理不能であることを証明できるもの ③新規購入した際の領収書等、新規購入したことが証明できるもの ④修理不能となった対象端末のメーカーの発行する保証書（メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑）

	⑤損害状況・損害品の写真
--	--------------

保険金請求に関するお問い合わせ先

さくら損保 保険金請求窓口 電話番号：0120-982-267

受付時間：10時～19時（年末年始は除く）

5. 本規約または本特典の変更等について

当社と引受保険会社との間で締結する保険契約の内容の変更等の事由により、本規約または本特典の内容を変更することがあるものとします。この場合、当社は、変更を行う旨、変更後の内容、効力発生時期等を、当社の Web サイトへの掲載またはその他相当の方法により、本サービス利用者に対して事前に周知するものとし、本規約または本特典の内容が変更された場合、変更後の本規約及び本特典の内容が適用されるものとします。

以上

制定日：2022年12月13日

改訂日：2023年12月1日